

## 答 申

### 第 1 審査会の結論

岐阜県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分公開決定のうち、「平成18年11月7日付け回答書」中「1の表『異常なしと判断された方』から『精密検査対象者数』までの欄（ただし、総計に係る部分を除く。）」については非公開とすべきである。

### 第 2 諮問事案の概要

#### 1 公文書の公開請求

請求者は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、平成19年8月14日付けで、実施機関に対し、「平成17年度以後現在まで、  
、  
等石綿取扱事業者から岐阜県に提出された石綿関係資料すべて」の公開を請求した。

#### 2 実施機関の決定

実施機関は、これに対し、健康福祉部保健医療課が保有する、異議申立人他1社から提出された書類を特定した上で、平成19年8月30日付け保医第818号により、異議申立人他1社に対して当該文書の公開について条例第14条第1項の規定による意見聴取を行ったところ、同年9月6日、異議申立人から、「平成18年11月7日付け回答書」中「1の表『異常なしと判断された方』から『精密検査対象者数』までの欄（ただし、総計に係る部分を除く。）」（以下「非公開要請部分」という。）については、「町内別の結果は個人情報に関する内容で、個人が特定される恐れがある」、「  
市からの公文書公開に対する回答に対しても同じ要請を行った」ことから、「公開されると支障を生じる」との回答を得た。

実施機関は、異議申立人から提供された情報のうち、従業員の役職、氏名及び自署については条例第6条第1号に該当するとして非公開とするものの、非公開要請部分については公開することとする公文書部分公開決定を行い、平成19年9月11日付け保医第872号により、請求者に通知するとともに、異議申立人に対しては、非公開要請部分を公開することとした旨の通知及び当該決定に対し不服申立てをすることができる旨等の教示を行った（異議申立人に係る公開しようとする公文書（以下「本件対象公文書」という。）及び公開する部分は、別表のとおり）。

#### 3 異議申立て

異議申立人は、当該決定のうち本件対象公文書に係る部分（以下「本件処分」という。）を不服として、平成19年9月25日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

### 第 3 異議申立人の主張

#### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消すとの決定を求めるものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び口頭意見陳述において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第6条第1号（個人情報）該当性について

本件対象公文書のうち非公開要請部分には自治会単位で人数が記載されており、かつ自治会の中には1名しか受診申込をしていないところもある。

「異議申立人の従業員であった」、「異議申立人の実施した石綿健康診断を受診した」等の情報を知っていれば、本件で公開される情報とあわせることにより、特定の個人の診断結果まで知ることが可能となる。

健康診断に当たっては、各受診者への受診案内で個人情報の保護を明文化して約束している。万が一健康診断結果が漏えいすることになれば責任問題となるだけでなく、今後の健康診断の実施にも影響が出るものである。

規模の大きくない自治会においては、誰が健康診断を受診したのかは住民間において容易に伝播する情報であり、1名等少数の受診申込しかない自治会等においては、健康診断を受診した方の健康診断結果という極めてプライバシー性の強い情報が漏えいする事態を招くものであるところ、当該自治会は100世帯前後と小規模である。

以上のことから、非公開要請部分は、条例第6条第1号に該当するものといえる。

(2) 条例第6条第7号（任意提供情報）該当性について

県からの要請に対し任意に本件対象公文書を提供したが、任意に提供された資料であっても公開される場合があるなどの説明は一切なく、行政への信頼の下、行政指導のために活用されることを条件に提供したものである。

異議申立人は、提供した文書が公開されるという認識は持っておらず、公開されることを認識していれば、支障のない形で提供していたはずである。

情報公開条例について熟知している実施機関が、条例による公開の可能性について説明を行い、支障に関する申出の機会等を事前に付与するのが適正手続（憲法第31条）の要請であり、それを尽くさないまま、公開しないことを条件としていないと決めつけるのは不当である。

岐阜県情報公開条例は、県民への説明責任を全うすることを重視し、公開範囲を拡大しているが、条例の趣旨として情報取得する場面においても情報を提供する側に対する説明責任があるといえる。

当該書面の提供に至る経緯、当該書面の性質及び内容等からして、実質的・黙示的に公開しないという条件の表明がなされており、非公開要請部分は条例第6条第7号に規定する任意提供情報に該当する。

#### 第4 実施機関の主張

実施機関が公開決定等理由説明書及び口頭意見陳述において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

##### 1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、平成 年 月 日、異議申立人の工場近隣住民の石綿健康障害に係る健康診断結果が新聞各紙で報道され、その際、県にもマスコミから問い合わせがあったため、県としても関係情報を得る必要性があると考え、県から異議申立人に対し、「健康診断結果等に関しマスコミに情報を提供する場合には、県にも同様に提供して欲しい」旨の要請をした結果、異議申立人がこれを承諾し、その趣旨に基づいて提供を受けた一連の文書等である。

そのうち、非公開要請部分を含む文書は、11月7日朝、異議申立人の方から自主的に、また、取扱注意等の特段の注意喚起もなく、県にFAXされたものである。

当該文書は、近隣住民の健康被害に関する情報（健康診断結果等）について、自治会別、検査段階別に一覧表形式にまとめたものであり、その分類別の該当人数が記載されている。

## 2 本件処分について

実施機関が本件処分を行った理由は、次のとおりである。

### (1) 条例第6条第1号（個人情報）該当性について

健康診断の申込みは直接住民から異議申立人に対して行われており、例え規模の大きくない自治会で該当者が少数であったとしても、本人が話したりしなければ、自治会別の健康診断結果の人数といった情報のみで個人を特定することは不可能である。

また、誰が健康診断を受診したかという情報が容易に伝播するとはいえない。

当該情報は、自治会別の健康診断受診者の結果という外形的な情報のみであり、それが公開されてもただちに個人のプライバシーを侵害するものとはいえない。また、仮にプライバシーを侵害するおそれがあるとしても、人の生命、健康等に関わる石綿問題は社会的な関心も高く、公開の公益性もある。

よって、条例第6条第1号に該当しない。

### (2) 条例第6条第7号（任意提供情報）該当性について

異議申立人は、実質的・黙示的に公開しないという条件が付与されているとするが、本件対象公文書の授受の経緯は1に記載のとおりであり、明示された条件付与が必要であるところ、第三者への提供について支障がある旨の申出はなかった。

また、条例第14条第1項の規定による意見聴取の際も、非公開を条件に提供した等の記載もなかった。

よって、条例第6条第7号に該当しない。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

### 1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、異議申立人の工場近隣住民の石綿健康障害に係る健康診断結果が新聞各紙で報道され、実施機関にもマスコミなどから問い合わせがあったため、実施機関としても関係情報を得る必要があると考え、実施機関から異議申立人に対し要請をした結果、提供を受けた一連の文書等である。

本件対象公文書の授受に際しては、当該文書中に「公開しない」、「他の目的に使用しない」等の記載がなかったほか、口頭などでも公開しない旨の明示の条件は付されていない。

### 2 本件処分に係る具体的な判断について

異議申立人は、本件非公開要請部分は、条例第6条第1号及び第7号に規定する非公開情報に該当する旨主張しているため、それぞれの非公開情報該当性について以下のとおり判断する。

#### (1) 条例第6条第1号該当性について

##### ア 条例第6条第1号の趣旨について

条例第6条第1号は、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、プライバシーであるか否かが不明確なものも含めて、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報が記録されている公文書は原則として公開しないことを定めたものである。

この「特定の個人を識別することができる情報」とは、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む」と規定されている。

この点について、岐阜県情報公開条例解釈運用基準は、「公文書に記録されている氏名、生年月日のように直接特定の個人が識別される情報はもとより、公文書に記録されている情報からは直接特定の個人が識別されなくとも、容易に取得できる他の情報を組み合わせることにより、特定の個人が識別されうる情報も含まれる」とし、「照合の対象となる範囲については、当該個人に関する情報の性質、内容等に応じ個別に判断する」としている。

また、同号ただし書八は、人の生命、健康、生活又は財産の保護の観点から、非公開とすることにより保護される個人のプライバシー等の利益より、公開することにより保護されるこれらの公共の利益が優越すると認められる場合には、当該公文書を公開しなければならないとしている。

#### イ 条例第6条第1号該当性について

本件対象公文書のうち非公開要請部分を含む文書は、市に対して、異議申立人の工場近隣の住民を対象に実施した石綿健康被害に関する健康診断結果について回答したものを異議申立人から提供を受けたものであり、近隣住民の健康診断結果について自治会別、検査段階別に該当者数が記載されている。当該健康診断はその結果により二次検査や精密検査を行うこととしており、検査段階ごとに該当者が少なくなっている。

また、当該健康診断の実施に当たっては、近隣住民に対して個人情報の保護について書面により説明を行った上で実施したものである。

これを踏まえて、非公開要請部分の条例第6条第1号該当性について判断するに、非公開要請部分に係る健康診断結果は、自治会によっては1名しか受診していないものがあり、また、特定の自治会の特定の段階においては該当者が1名であるものがあるところ、母集団が自治会という比較的小規模なものであるのに加え、当該情報が住民間で伝播性の高い情報であることから、特定の個人が識別されるおそれがあるものといえる。

実施機関は、本人が話したりしなければ特定の個人は識別されないと主張しているが、当該情報は健康診断を受診したなど一定の情報を告げるとその結果も明らかになるおそれがあるものであり、当該情報が個人の健康状況を示すプライバシー性の高いものであることや、健康診断の実施において個人情報の保護を約束していることを考え合わせると、当該個人情報の識別性についてはより厳格な判断が求められるものであり、条例第6条第1号本文に該当するものと認められる。

また、実施機関は、人の生命、健康等に関わる石綿問題は社会的な関心も高く、公開する公益性もあると主張するが、受診者全体に関する検査段階別の結果を公開し、近隣住民の健康診断の受診を促すのに必要な情報は公開されているといえる一方、自治会別の検査結果について極端な偏りはみられないことから、特定の個人が識別されるおそれがある自治会別の個別の情報について、人の生命、健康等の保護のために公開する必要があるとまでは認められないことから、条例第6条第1号ただし書八に該当するとは認められない。

#### (2) 条例第6条第7号該当性について

異議申立人は、非公開要請部分を非公開とする理由について、条例第6条第1号の

ほか、同条第7号についても主張するが、(1)に判断したとおり、当該情報は同条第1号に該当することにより非公開とすべきものであることから、同条第7号該当性については判断するまでもなく「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審査を行った。

	審 査 の 経 過
平成19年10月3日	・ 諮問を受けた。
平成19年10月24日	・ 実施機関から公開決定等理由説明書を受領した。
平成19年11月2日	・ 異議申立人に公開決定等理由説明書を送付した。
平成19年11月20日	・ 異議申立人から意見書を受領した。
平成19年11月22日	・ 実施機関に意見書を送付した。
平成19年12月17日 (第74回審査会)	・ 諮問事案の審議を行った。
平成20年2月6日 (第75回審査会)	・ 実施機関、異議申立人から口頭意見陳述を受けた。 ・ 諮問事案の審議を行った。
平成20年3月24日 (第76回審査会)	・ 諮問事案の審議を行った。

### (参考) 岐阜県情報公開審査会委員

役 職 名	氏 名	職 業 等	備 考
	粟津 明博	朝日大学法学部教授	
	小森 正悟	弁護士	
	羽田野晴雄	税理士	
会 長	森川 幸江	弁護士	
	山田 洋一	岐阜県商工会議所連合会専務理事	

(五十音順)

## 別表

## 保医第872号による部分公開決定

番 号	日 付	公 文 書 名	公 開 す る 部 分
1	H17.10.5	9月27日現在住民検診結果	アスベストに係る住民健診の中間報告
2	H17.10.11	アスベストに係わる住民健診の中間報告について	アスベストに係る住民健診の中間報告
3	H17.10.12	アスベストに係わる住民健診の中間報告について	アスベストに係る住民健診の中間報告
4	H18.5.2	プレスリリースの件	当社の元従業員のアスベスト(石綿)により健康障害状況と対応について工場周辺住民のアスベスト(石綿)健康障害者およびその後遺族に対する救済金のお支払いについて
5	H18.6.7	A S B 健康診断における要経過観察者の件	A S B 健康障害診断における要経過観察者についての報告
6	H18.6.13	最終処分場におけるアスベストの挙動に関する研究の件	実施機関に対する「最終処分場におけるアスベストの挙動に関する研究資料」についての情報提供
7	H18.6.13	地域住民健診におけるA S B由来者の年代別人数の件	実施機関に対する地域住民健診におけるA S B由来者の年齢別人数についての報告
8	H18.6.15	地域住民健診におけるA S B由来者の距離別人数の件	実施機関に対する地域住民健診におけるA S B由来者の距離別人数についての報告
9	H18.8.17	対象範囲拡大の住民健診申込状況	市に対して行った、対象範囲拡大の住民健診申込状況に関する報告についての情報提供
10	H18.8.22	お問い合わせの件	実施機関からの問い合わせに対する回答
11	H18.9.11	市への回答書	市に対して行った、健康診断の配布世帯数、受診者数、要経過観察者数に関する報告についての情報提供
12	H18.11.7	住民健診結果報告の件	市に対して行った、平成18年度の住民健診結果及び平成17年度実施住民健診で要経過観察と判定された方の結果に関する回答についての情報提供(自治会別、検査段階別の該当者数についての集計表)
13	H18.11.8	平成17年度住民健診について	平成17年度住民健診に関する実施機関からの個別照会事項に対する回答
14	H18.11.13	アスベスト(石綿)による健康障害状況の件	異議申立人従業員の健康障害状況